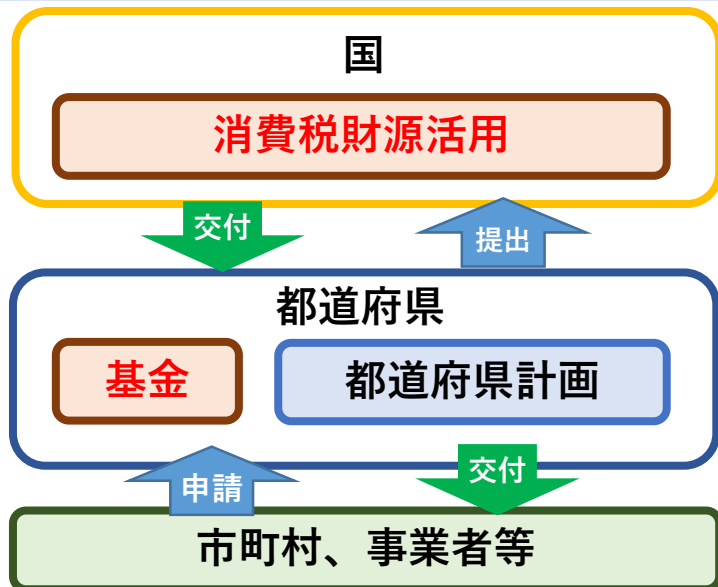


# 地域医療介護総合確保基金の概要

資料 2

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望し、病床機能の分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施するもの。



※基金の国と都道府県の負担割合は2/3、1/3（1-2は国10/10）

## 都道府県計画（基金事業計画）

### ○基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

### ○都道府県計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定／目標と計画期間（原則1年間）／事業の内容、費用の額等／事業の評価方法

## 総合確保基金関連スケジュール（北海道）

- |          |   |
|----------|---|
| 令和4年2月   | 本委員会にてR4年度事業の要望協議(了承済)                        |
| 3月       | 厚生労働省へR4年度事業の要望提出                             |
| 8月       | 厚生労働省から都道府県へR4年度事業の内示通知（要望額どおり）               |
| 10月      | 本委員会にてR4年度計画・R3事業評価協議（※了承後、各事業者へR4年度事業の内示を通知） |
| 10月以降    | 厚生労働省指定期日（今後通知予定）までにR4年度計画・R3事業評価提出           |
| 令和5年1～2月 | 本委員会にてR5年度事業の要望協議(予定)                         |
| 3月       | 厚生労働省へR5年度事業の要望提出（予定）                         |

今回の協議事項

## 確保基金の対象事業（医療分）

- I -1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I -2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業